事業推進の心　仮設労働安全新生プラン

陽のあたる安全文化の創造

もうよそう　ヒューマンエラーの他人事　　第二こう　安全足場で身近なしあわせ　　めざそう　安心して暮らせる 心豊かな国創り

ACCESS新聞
Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety
Vol.56
編集・発行人　寺尾健彦
発行所
全国仮設安全事業協同組合本部
〒103－0001
東京都中央区日本橋小伝馬町15－18　日本橋ＳＫビル
ＴＥＬ03－3639－0541
ＦＡＸ03－3639－0640
北海道支部　〒004－0015　札幌市厚別区下野幌テクノパーク２－１－14　電話(011)899-3275　ＦＡＸ(011)899-3276
東北支部　〒984－0816　仙台市若林区河原町１－３－24(大和第２ビル１Ｆ)　電話(022)716-6701　ＦＡＸ(022)716-6710
関東支部　〒103－0001　東京都中央区日本橋小伝馬町15－18(日本橋ＳＫビル５Ｆ)　電話(03)3639-1571　ＦＡＸ(03)3639-3980
北信越支部　〒950－0965　新潟市新光町17(日経ビル１Ｆ)　電話(025)284-7810　ＦＡＸ(025)284-7810
中部支部　〒456－0032　名古屋市熱田区三本松町12-26(ルボワド神宮６Ｆ Ｂ号室)　電話(052)881-6411　ＦＡＸ(052)881-6412
近畿支部　〒550－0006　大阪市西区江之子島１－６－８(シャンピア阿波座103号)　電話(06)6443-5213　ＦＡＸ(06)6443-5214
中国支部　〒730－0016　広島市中区幟町3－55(幟町ゼネラルビル6Ｆ)　電話(082)511-2051　ＦＡＸ(082)227-2720
四国支部　〒760－0055　高松市観光通２－２－15(グイヤビル本館７Ｆ)　電話(087)812-0131　ＦＡＸ(087)812-0130
九州支部　〒811－2101　福岡県糟屋郡宇美町大字字美字古野ノ口3426-9　電話(092)957-0032　ＦＡＸ(092)957-0033
ホームページhttp://www.kasetsuanzen.or.jp/ Ｅメールinfo@kasetsuanzen.or.jp　各都道府県の支所へのお問い合わせは、各ブロックの支部まで連絡ください。

震災を通して人命の大切さを一層痛感

局を挙げて災害復旧にまい進

国交省地方整備局長 てい談シリーズ

中部地方整備局長
（元北陸地方整備局長）
大村　哲夫氏

昨年は地震や水害など大規模な災害が多発しました。特に新潟県は7月の豪雨、10月の中越地震、そして19年振りといわれる豪雪にも見舞われ、多くの尊い人命と貴重な財産が失われました。「50年に1回の震災を体感し、人の命はなにものにも代えられないことを災害で改めて痛感した」と語る大村哲夫前北陸地方整備局長を訪ね、震災復旧の現状をお聞きするとともに、当組合の小野辰雄理事長、吉川宗一北信越支部長と、今後本格化する復興事業における工事の安全確保などについてて談しました。

小野　昨年10月23日に発生した新潟県中越地震は、都市部を襲った阪神・淡路大震災とは異なり、中山間地を中心とした広い範囲で被災したとお聞きしています。復旧の現状はいかがですか。

大村　新潟県は全国でも有数の土砂災害多発地帯で、これに加え被災地は7・13水害や台風23号による大量の降雨で地盤が緩んでいた中での地震でした。道路をはじめ、電気、ガス、上下水道などのライフラインが寸断され、土砂崩れや家屋倒壊で多くの犠牲者が出ました。このような中で緊急対応とその復興事業にまい進しました。

関係機関の懸命の取り組みにより降雪前までには一定の応急復旧を終え、現在は雪解け後に本格的に始まる復旧・復興作業に向けた準備を急いでいるところです。

具体的な災害復旧費としては、国土交通省が管理する道路、河川などについては120カ所に対し323億円、また新潟県のまとめによりますと公共土木施設は県管理、市町村管理合わせ3539カ所で1123億円となっています。

直轄では権限代行による国道291号の復旧と羊川河道閉塞（そく）対策に取り組んでいるとともに、応急復旧が完了した国道8、17、116号といった直轄国道、信濃川などの直轄河川でも必要な個所については本復旧工事を実施していきます。

震災で痛感したのは、例えば家ならば建て直せるが、人命はそうはいかないということです。人の命はなにものにも代えられないということを改めて認識しました。

小野　ほとんど休む間もなく災害対応に当たられ、ご尽力されたことに敬意を表します。ところで、復旧・復興事業による工事が今後本格化するとのことですが、危険な場所での作業も多くなると思いますが。

大村　山間地が多く、地すべり被害が多発したため法面工、アンカーの施工も多くなります。高所作業を伴う橋梁、擁壁などの工事も多数含まれます。危険な場所での施工がたくさんありますので、安全には十分すぎるほど注意が必要です。人びとの安全・安心をするための工事で、人命を失っては何もなりません。

小野　建設労働死亡災害は昨年、前年比で約40人強増えました。過去5年間、毎年50人くらいずつ減っていたのに逆転しました。工事量が減っているにもかかわらずです。われわれ組合は仮設に起因する労働災害撲滅のため事業を展開してきましたが、残念でなりません。

大村　それは大変なことですね。厳しい価格競争の結果が、安全に対する備えをおろそかにするという形で表れているのでしょうか。北陸地方整備局では管内が急峻な地形、積雪寒冷地であるという施工条件もあって、建設工事事故防止対策については重点的に取り組んできました。特に「手すり先行足場」は1994年度から通年施工化協議会の研究テーマとして検討するなど、全国に先駆けて取り組んできました。わが北陸は、手すり先行足場の発祥の地と自負しています。人が幸福に暮らすための工事で死亡事故が起きるということはあってはならないことであり、ゼロにしなければなりません。

03年度からは手すり先行工法を全面適用しており、04年度からは二段手すりおよび幅木の機能の付加について積算に計上しています。積算においても、モデル工事で調査した経費の上昇分を計上しており、今後も市場実態を把握して反映していくことにしています。全工事への適用に当たって資材のひっ迫を不安視する部分もありましたが、現場からの意見もなく、供給体制が整ってきたと考えています。

特に05年度建設工事事故防止対策が発表されましたが、ここでは「働きやすい安心感のある足場」を二段手すりとつま先板（幅木）の機能を満たすことを明示し、さらに適切な費用を計上すべきという文言が盛り込まれています。

小野　国土交通省が昨年、二段手すりと幅木の設置を実施した現場を検証したところ、実施した現場では死傷者がなく、実施しなかった現場では6人死傷したという結果が出ています。

大村　事故対策を実施していないということは安全に対する意識が低いということでしょう。二段手すりと幅木の物理的効果はもちろんですが、対策を講じることで安全意識が高まるという効果もあると思います。

小野　震災復興のための工事では法面工事も多くなるといわれましたが、法面では毎年約30人亡くなられています。盛土法面では通路として昇降階段などを設置しています。今後も設置が可能で必要性が高い現場では積算でも計上し設置していく方針です。

小野　ハード面以外にソフト面ではチェックリストによる足場の点検も大切です。当組合は無報酬でこの3年間、約2万5000現場でチェックリストによる足場点検を実施してきましたが、点検した現場からは死傷者が出ていません。

大村　足場の点検を習慣化するためにもチェックリストは重要です。請負者の点検担当者が交代した場合にも有効です。北陸地方整備局では、2年前に企画部工事監視官名で各事務所にチェックリストを活用するよう通知し、チェックリストによる足場の安全点検を確認することにより工事評点も加点できるようになっています。チェックリストによる足場の安全点検は、仕様書を的確に実施しているか否かを判断する材料にもなりますし、工事成績評定の判断材料にもなることが大きなメリットです。

吉川　請負者によっては工事成績評点に加点されるということを理解されていない方もいます。チェックリストによる点検作業も、足場のプロである当組合のチェックリストを活用していただきたいと思います。

大村　信濃川の大河津分水路工事を指揮した旧内務省の技監・一定の影響力を持つものと思います。ただ、いろんな会合の場などで公共発注機関には安全の大切さを呼びかけていきたいと思います。

吉川　自治体や民間の現場に行きますと予算がないからやらないとか、人の命に対する認識が欠けていると思われるところもあります。

小野　国土交通省が昨年、二段手すりと幅木の設置を実施した現場を検証したところ、実施した現場では死傷者がなく、実施しなかった現場では6人死傷したという結果が出ています。

大村　事故対策を実施していないということは安全に対する意識が低いということでしょう。

吉川　請負者によっては工事成績評点に加点されるということを理解されていない方もいます。チェックリストによる点検作業も、足場のプロである当組合のチェックリストを活用していただきたいと思います。

大村　信濃川の大河津分水路工事を指揮した旧内務省の技監・青山士（あきら）は「万象に天意を覚るものは幸なり」ということばを残しています。自然を相手にする建設工事で安全の備えをすることは、国土の基盤を整備していくことの原点であることと理解しなければなりません。建設工事現場での事故防止のため、われわれも請負者への指導を徹底していきたいと思います。アクセスもこれまで以上に「手すり先行工法　働きやすい安心感のある足場」やチェックリストによる足場安全点検の必要性などをPRし、事故防止に貢献していただきたいと思います。頑張ってください。

小野・吉川　きょうはお忙しいなか、ありがとうございました。青山士の貴重なことばを反すうしながら、今後も労働災害撲滅に向け取り組んでいきたいと思います。

「万象に天意を覚るものは幸なり」~青山 士(あきら)の名言~

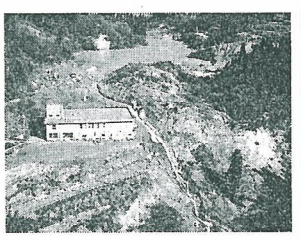

土砂崩れが多発した新潟県中越地震（河道が閉塞した羊川・旧山古志村）

建災防大阪天満分会が研修会

手すり先行工法の使用方法学ぶ

コストや組立時間に関心集まる

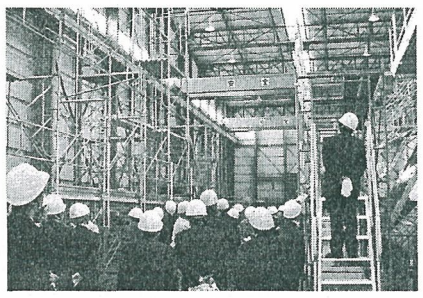

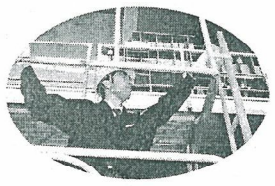

安全確認する高木専門官

建設業労働災害防止協会大阪府支部天満分会（折出博章分会長）は3月16日、滋賀県東近江市の日綜産業八日市事業所で、手すり先行工法研修会を開きました。この中で国土交通省のモデル現場を中心に3年間で約2万5000件の足場を点検、墜落・転落など死亡事故の報告は1件も無かったこと、都道府県レベルでも86%の自治体で導入、または導入を予定していることなどを説明しました。

天満労働基準監督署の高木秀文産業安全専門官は「参考になりました。設置には慣れが必要かもしれないが、安全性の高さ、特につま先板の有効性は大きいと感じました。今後、実際に使用している現場を見て、作業員たちの生の声を聞いてみたい」と感想を述べました。

説明後、事業所の一角に設けられた3タイプの工法（口建リース工業、十全、日綜産業）を見学しました。

質問タイムでは従来型の足場と比較して重量やコスト、組み立てにかかる時間などに関心が寄せられました。

全段に「働きやすい安心感のある足場」的確実施

農水省が全農政局整備部設計課に通知

農林水産省は3月8日、足場からの墜落等事故防止重点対策について、各地方農政局整備部設計課に通知しました。

発注者の実施する対策は、直轄工事で設置する足場の場合、「手すり先行工法に関するガイドライン」を的確に実施することとし、「働きやすい安心感のある足場」を採用し、改善措置機材による場合は、二段手すりとつま先板（幅木）が設置された「手すり先行専用足場型」と同等の機能を確保します。さらに、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料とし、チェックリストによる足場の安全点検の一つもその対象となります。

すでに農水省では農業農村整備事業等の工事施工における安全対策については、2月14日付で「工事施工における安全対策の徹底について」、平成16年11月25日付の「労災事故防止対策の強化について」でそれぞれ通知しており、事故防止対策の充実を図っています。

すべての足場の全段に二段手すりとつま先板で事故を未然に防止

全国仮設安全事業協同組合北信越支部長
吉川　宗一

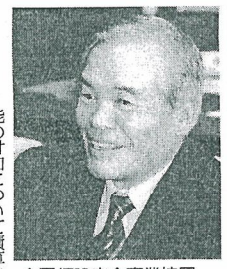

全国仮設安全事業協同組合理事長
小野　辰雄

盛土法面では通路として昇降階段を設置

掲示板

当組合は5月24日、東京都中央区日本橋茅場町の鉄鋼会館で「平成17年度通常総会」を開きます。議題は、16年度事業報告、17年度事業計画などを審議します。また、通常総会後、懇親パーティーも開きますので、外部の方々もご出席賜りますようよろしくお願いします。

読者の声

政府の中央防災会議が、首都圏で直下型地震が起きた場合の被害想定を2月に発表しました。阪神大震災の約10倍となる112兆円という被害額もさることながら、日常に住めなくなる人が最大で約700万人とぼう大な数にのぼる試算結果に衝撃を受けました。われわれリース・レンタル業を営む者は、地震の際にささやかながらも貢献しているという自負がありますが、住宅難民がこれだけ発生すると、もはやなすすべがないといえます。建設に携わる者は何ができるのか、業界全体で検討しておく必要があるのではないでしょうか。（匿名）

国土交通省「平成17年度における建設工事事故防止のための重点対策」（抜粋）

国土交通省は、「平成17年度における建設工事事故防止のための重点対策」を、官房技術調査課長名で各地方整備局企画部と北海道開発局事業振興部長に、3月31日付で通知しました。関係17団体と都道府県にも参考送付しました。

直轄工事の足場対策では、二段手すりと幅木（つま先板）の機能を備えた手すり先行専用足場型、または改善措置機材を使って同等の機能を持つ足場の活用を求め、発注する際には適切な費用を計上することとします。

通知のうち関係する事項は次のとおりです。

＊　＊

建設工事の事故防止にあたっては、平成4年7月に「公共工事の発注における工事安全対策要綱」を策定し、その後、「土木工事安全施工技術指針」を改定し、また、平成8年1月から「事故データベース」の整備等を行ってきたところである。また、事故の減少・再発防止や請負者の安全管理の推進を支援することを目的として、平成12年2月に「建設工事事故対策検討委員会（委員長・山村和也日本大学非常勤講師）」を設置し、「事故データベース」を活用した様々な検討を行っているところである。

国土交通省においては、同委員会において特に事故が多発している墜落等故、重機事故、交通事故及び飛来落下事故について重点対策を実施することが提唱されたことなどを踏まえ、平成12年度から年度ごとに重点対策を実施してきたところである。今般、同委員会における検討などを踏まえ、平成17年度における重点対策として国土交通省の直轄土木工事を対象に下記の「Ⅰ．発注者が実施する対策」を実施することとしたので適切に措置されたい。

なお、「Ⅱ．関係業団体が実施する対策」については、工事全般にわたる事故防止の観点から別途関係業団体に協力を依頼しているものである。

Ⅰ．発注者が実施する対策

1．足場からの墜落事故防止重点対策

・足場からの墜落事故防止重点対策として、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月）」について、的確に実施するものとする。

・直轄工事で設置する足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとし、適切に費用を計上するものとする。

2．法面からの墜落事故防止重点対策

・法面からの墜落事故防止対策として、大規模または特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。

4．工事全般にわたる事故防止重点対策

・ヒューマンエラーによる事故を防止するため、以下のモデル工事を実施し、現場への適用条件や効果的な実施方法等について検討する。

ア）不注意による重機との接触事故防止のため、重機の接近を知らせる警報装置を設置

イ）近道・省略行動本能による墜落事故防止のため、防護柵を設置・工事全般にわたる事故防止重点対策として、「安全教育の充実」を図るため、建設従事者等に関する再教育の受講状況を確認するものとする。

5．安全活動の評価

・直轄工事において、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の1つとする。（各種チェックリストの活用等）

Ⅱ 関係業団体が実施する対策

1．足場からの墜落事故防止重点対策（平成13年度からの継続対策）

（1）「手すり先行工法に関するガイドライン」の適用の推進

・関係業団体は、直轄工事において設置する足場は「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとなっていることを会員各社に対して周知する。

・関係業団体は、他の工事においても「手すり先行工法に関するガイドライン」の適用を推進するよう会員各社に対して働きかける。

（2）足場施工計画の充実及びチェックリスト等による足場点検の強化

・関係業団体は、会員各社に対して足場の施工計画の充実を図るよう働きかけるとともに、足場の組立完了時及び供用中の日々の安全管理に足場のチェックリスト等を現場に備え付けて効果的に活用し、足場の点検を行うよう働きかける。また、工事完成時に点検結果を含め安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

2．法面からの墜落事故防止重点対策（平成14年度からの継続対策）

（1）施工計画での親綱設備計画の徹底

・関係業団体は、会員各社に対して施工計画段階での法面作業における親綱設備等の計画を策定するよう働きかける。

・関係業団体は、施工計画の成果を工事完成時に発注者に提出するよう働きかける。

（2）チェックリスト等による親綱・安全帯の点検

・関係業団体は、会員各社に対してチェックリスト等による親綱点検の確化、親綱、安全帯の適切な取扱いを図るよう働きかける。

・関係業団体は、会員各社に対して、チェックリスト等を現場に備え付けて効果的に活用し、点検結果や安全活動の成果を工事完成時に発注者に提出するよう働きかける。

（3）昇降設備の設置の推進

・関係業団体は、会員各社に対して親綱の固定箇所・安全帯付け替え箇所への安全な移動のため、大規模及び特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備を設置し、施工することを推奨する。